

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 8 月 28 日（金）第3140号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境保全課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（6件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5

公 告

- 指定管理者の公募公告（生活・文化課取扱い） 6
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（3件）（生活・文化課取扱い） 7
- （青少年男女共同参画課取扱い） 8

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 8
- 警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 10
- 警備員等検定合格者審査実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

正 誤

- 鹿児島県公報第3119号（平成27年6月16日付け）の一部訂正（※）
（選挙管理委員会取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第780号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年1月14日鹿児島県告示第24号で指定した形質変更時要届出区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
出水市大野原町2080番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて閲覧に供する。）

鹿児島県告示第781号

平成27年 5 月 21 日農林水産省告示第1304号（以下「告示第1304号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
徳田源次郎	曾於市財部町北俣字木場ヶ谷4418番	告示第1304号の変更後の指定施業要件のとおり
松永九十郎	曾於市財部町北俣字三貫迫6799番	

鹿児島県告示第782号

平成27年 5 月 22 日農林水産省告示第1328号（以下「告示第1328号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
片蓋當助	曾於市財部町南俣字八ヶ代上9261番 7	告示第1328号の変更後の指定施業要件のとおり
片蓋時行	曾於市財部町南俣字八ヶ代上9265番	

鹿児島県告示第783号

平成27年 5 月 22 日農林水産省告示第1332号（以下「告示第1332号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
稲森実	曾於市末吉町諏訪方字坂ノ上342番 7	告示第1332号の変更後の指定施業要件のとおり
大路善満	曾於市末吉町南之郷字地藏免5527番 3	
大津フミ子	曾於市末吉町南之郷字秋月6539番 1	
宮田重成, 宮田純雄, 吉田徳二	曾於市末吉町南之郷字秋月6539番 9	
鳥丸キミエ	曾於市末吉町南之郷字鳶ノ巣8085番 2, 8086番 9	
今鶴道夫	曾於市末吉町南之郷字大窪9845番 5	

鹿児島県告示第784号

平成27年 5 月 22 日農林水産省告示第1333号（以下「告示第1333号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
玉島道夫	曾於市大隅町岩川字柿木ヶ渡2229番4	告示第1333号の変更後の指定施業要件のとお り
西田實	曾於市大隅町岩川字柿木ヶ渡2229番9	
田中泰廣	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番1	
豊饒眞澄	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番2	
上ノ瀬慶藏	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番3	
高田宗道	曾於市大隅町恒吉字藤六2106番1	

鹿児島県告示第785号

平成27年5月22日農林水産省告示第1334号（以下「告示第1334号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
田丸實義	曾於市大隅町月野字松崎675番	告示第1334号の変更後の指定施業要件のとお り
中馬伸太郎	曾於市大隅町月野字上ノ迫9590番3, 9590番4	
植村源藏	曾於市大隅町月野字上ノ迫9590番6, 9590番7	

鹿児島県告示第786号

平成27年5月22日農林水産省告示第1335号（以下「告示第1335号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
柚木秀雄	曾於市大隅町坂元字市後ヶ迫4308番14	告示第1335号の変更後の指定施業要件のとお り
谷川義雄	曾於市大隅町月野字川久保6792番1	
鮫島貞弘	曾於市大隅町中之内字谷ノ尻5493番1, 字地藏谷5641番4	

鹿児島県告示第787号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22

2 認定の有効期限

平成30年 8 月 11 日

鹿児島県告示第788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次

のとおり廃止の届出があった。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エスケー介護センター	奄美市笠利町宇宿2569-5	SAKAE・MY-STYLE株式会社	奄美市名瀬末広町10-1白十字ビル1F	柴 純一	平成27年7月31日	訪問介護
アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	橋口裕一郎	平成27年8月21日	特定福祉用具販売
ヘルパーステーションたくみ	鹿屋市串良町有里3099番地3	株式会社アニミズム	鹿屋市串良町有里3099番地3	坂元千美子	平成27年8月31日	訪問介護
訪問介護・介護タクシーココシス	薩摩郡さつま町船木2373番地	株式会社ココシス	薩摩郡さつま町山崎1166番地	松尾 孝幸	平成27年8月31日	訪問介護
リハビリ強化型デイサービスセンターさくらんぼ	鹿屋市串良町下小原3104番地1	株式会社フミンケアサービス	鹿屋市串良町下小原3103番地2	西丸 悦子	平成27年8月31日	通所介護

鹿児島県告示第789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセカンドライフ	出水市福之江町1226番地	介護支援セカンドライフLIFE合同会社	出水市福之江町1226番地	海津美恵子	平成27年7月15日	通所介護
デイサービスセンターあした天気になあれ	薩摩川内市水引町3415番地3	株式会社愛・ソエルケア	薩摩川内市水引町3415番地1	井上なぎさ	平成27年8月1日	通所介護

鹿児島県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エスケー介護センター	奄美市笠利町宇宿2569-5	SAKAE・MY-STYLE株式会社	奄美市名瀬末広町10-1白十字ビル1F	柴 純一	平成27年7月31日	介護予防訪問介護
アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	橋口裕一郎	平成27年8月21日	介護予防福祉用具貸与

アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	アーチ株式会社	薩摩川内市平佐町3493	橋口裕一郎	平成27年 8月21日	特定介護 予防福祉 用具販売
ヘルパーステーションたくみ	鹿屋市串良町有里3099番地3	株式会社アニミズム	鹿屋市串良町有里3099番地3	坂元千美子	平成27年 8月31日	介護予防 訪問介護
訪問介護・介護タクシーココシス	薩摩郡さつま町船木2373番地	株式会社ココシス	薩摩郡さつま町山崎1166番地	松尾 孝幸	平成27年 8月31日	介護予防 訪問介護
リハビリ強化型デイサービスセンターさくらんぼ	鹿屋市串良町下小原3104番地1	株式会社フミンケアサービス	鹿屋市串良町下小原3103番地2	西丸 悦子	平成27年 8月31日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第791号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセカンドライフ	出水市福之江町1226番地	介護支援セカンドライフLIFE合同会社	出水市福之江町1226番地	海津美恵子	平成27年 7月15日	介護予防 通所介護
デイサービスセンターあした天気になあれ	薩摩川内市水引町3415番地3	株式会社愛・ソエルケア	薩摩川内市水引町3415番地1	井上なぎさ	平成27年 8月1日	介護予防 通所介護
いろ葉のふじ	南九州市川辺町平山5816番地	株式会社いろ葉	南九州市川辺町平山5816番地	中迎 聡子	平成27年 8月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）笠利東部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 縦覧場所
奄美市笠利総合支所地域農政課

鹿児島県告示第793号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成27年 8 月 4 日から平成28年 3 月 25日まで
- 3 作業の地域 和泊町畦布地内

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県文化センター（以下「文化センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市山下町 5 番 3 号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 文化センターの施設（設備及び備品を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 文化センターの施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) 文化センターの施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 文化センターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、文化センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
文化センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団

体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課文化振興係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成27年8月28日（金）から同年9月29日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成27年9月29日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。

(2) 募集要綱は、鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課文化振興係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成27年8月28日（金）から同年9月29日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年8月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島国際音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）

2 公の施設の所在地

霧島市牧園町高千穂3311番地29

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 音楽ホールの施設（設備及び備品を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。）の維持管理に関する業務

(2) 音楽ホールの施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

(3) 音楽ホールの施設の利用の許可に関する業務

(4) 音楽ホールの施設の利用に係る料金に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、音楽ホールの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島アートの森（以下「アートの森」という。）

2 公の施設の所在地

始良郡湧水町木場6340番地220

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) アートの森の施設、設備、彫刻等（彫刻その他の美術作品及びこれらに類する資料をいう。）及び備品の維持管理に関する業務
- (2) アートの森の施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (3) アートの森の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- (4) アートの森の施設及び設備の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、アートの森の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県青少年会館（以下「青少年会館」という。）

2 公の施設の所在地

鹿児島市鴨池新町1番8号

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 青少年会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 青少年会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- (3) 青少年会館の施設及び設備の利用に係る料金に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、青少年会館の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責

任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成27年10月 5 日 (月) から同月 9 日 (金) まで（講習時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成27年10月 8 日 (木) 及び同月 9 日 (金) （講習時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、最近 5 年間に 1 の警備業務の区分（以下「4 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、4 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
 - (1) 新規取得講習
5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
 - (2) 追加取得講習
5 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成27年 9 月 7 日 (月) から同月11日 (金) まで
 - イ 時間帯
午前 8 時30分から午後 5 時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
 - ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真 1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通
 - イ 4 号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1 通
 - ウ 履歴書 1 通
 - エ 追加取得講習受講者にあつては、4 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了

証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490

.....

警備業交通誘導警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級検定を次のとおり実施する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務 1 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成27年11月28日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成27年 9 月 29 日（火）から同年 10 月 9 日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 提出書類
- ア 検定規則別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通
- イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
- オ 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)に該当する場合に限る。） 1 通
- カ 交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(2)に該当する場合に限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
14,000 円（14,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 8 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成27年10月15日（木）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部3階中会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 提出書類

(1) 検定規則別記様式の審査申請書（以下「審査申請書」という。） 1通

(2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通

(3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

(5) 旧検定合格証の写し 1通

(6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

6 申請先

申請先については、次に掲げるとおりとする。

(1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員

住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員

住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

- (3) 県外に居住し，県内の営業所に属する警備員

営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

- (4) 県外に居住し，県外の営業所に属する警備員で，鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けているもの

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請方法

受審者本人が6の申請先に直接持参により，平成27年9月7日（月）から同月11日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

なお，受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は，検定合格者審査当日，検定合格者審査の実施場所において行う。

- (2) 検定合格者審査当日，合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は，1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち，いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

正 誤

平成27年6月16日付け鹿児島県公報第3119号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から25行目	27,487	27,461
	下から18行目	271,792	271,630
	下から13行目	148,731	148,516
7	上から9行目	271,792	271,630